

教義指第 660 号
令和3年8月25日

各市町村教育委員会教育長 }
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

夏季休業期間終了後の市町村立学校の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

本県は、令和3年8月2日から令和3年8月31日まで、新型インフルエンザ特別措置法に基づく緊急事態措置の対象区域となっており、この間の市町村立学校の教育活動等については、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う市町村立学校の対応について」（令和3年7月30日付け教義指第586号）により通知しておりますが、今回措置期間が9月12日まで延長されました。

新型コロナウイルス感染症については、デルタ株への置き換わりが進む中で、県内でも新規感染者数が急速に増加しており、これまでに経験したことのない感染拡大の局面を迎えています。また、最近の感染者数の増加に伴い、夏季休業期間中の部活動などの教育活動の場面や学習塾などで相次いで複数の陽性者が確認されており、児童生徒の感染者数についても増加が懸念されます。一刻も早くこの感染状況を抑えることが必要であり、学校や家庭においても感染拡大への危機感を共有し、感染症対策の徹底を図ることが重要です。

については、別添の文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課からの通知（令和3年8月20日付け事務連絡）の趣旨を踏まえ、夏季休業終了後の学校の教育活動等について、各市町村教育委員会において下記の対応をお願いします。

なお、市町立幼稚園につきましても、実情に応じ同様の取扱いをお願いします。

記

1 学校運営の基本方針について

感染防止対策を徹底しながら教育活動を行う。

ただし、感染リスクを低減しつつ教育活動を継続するため、児童生徒の接触機会の減少や身体的距離を可能な限り2m（最低1m以上）確保する。そのため、学校の実情（学校規模等）に応じ、次のような対応を検討すること。

- ・分散登校の実施
- ・始業時刻の繰り下げ及び終業時刻の繰り上げ（短縮授業）

対応にあたっては、オンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習等を積極的に取り入れ、児童生徒の学びの継続に取り組むこと。特に、最終学年である小学校6年生及び中学校3年生については、学習内容の定着に十分留意すること。

また、オンライン学習の実施にあたっては、すべての児童生徒が平等に学びを保証さ

れるよう、市町村において統一性をもって取り組むこと。

なお、基本的な感染症対策の徹底については、別添の文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から通知（令和3年8月20日付け事務連絡・資料1）及び令和3年7月30日付け（令和3年7月30日付け教義指第586号・資料2）及び2以降を参照すること。

2 期間

緊急事態宣言期間終了まで

3 感染予防の徹底について

(1) 健康観察の徹底

ア 日々の健康状態を確認するため、検温・健康観察を徹底すること。登校時に健康観察表などを活用し、検温結果及び健康状態を把握すること。

イ 発熱等の風邪症状がみられる場合や家庭内に体調不良者がいる場合は登校させないこと。

(2) 手洗い・マスク着用の徹底と適切な換気・保湿の実施

ア 手洗い及びマスクの正しい着用を徹底すること。一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果をもち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされていることを踏まえ、そのことを保護者に適宜情報提供すること。

イ 気候上可能な限り常時換気を徹底すること。（常時換気が難しい場合には、30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに窓を全開にすること。）

(3) 食事（給食）中の会話禁止

食事（給食）中の会話は禁止とし、会話は食事後にマスクを着用してから行うよう指導すること。

4 運動会や修学旅行等の学校行事について

- ・ 児童生徒が学年を超えて一堂に集まって行う始業式等の学校行事を実施する場合は、校内放送やICTを活用すること。
- ・ 運動会や体育祭等を実施する場合は、開催する時期、場所や時間、開催方法等について検討すること。その際、地域の感染状況等を踏まえ、保護者や地域住民などの参加の可否についても検討すること。
- ・ 修学旅行等の宿泊を伴う行事や校外での活動は、目的地等の状況、児童生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、中止または延期も含め、実施の可否を判断すること。

5 学習活動の取扱いについて

(1) 授業実施上の留意事項

- ・ 授業実施の際は、常時換気を基本とする。難しい場合でもこまめに換気を行うとともに、原則マスクを正しく着用させ、児童生徒同士の間隔を可能な限り確保すること。
- ・ 児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワークや話し合い活動については行わない。ICT等を使って考えを交流する等、感染防止対策を徹底しながら、緊急事態宣言期間中であっても対話的な学びが充実するような工夫を講じること。

(2) 感染リスクが高い学習活動について

緊急事態宣言措置期間中においては、以下に例を挙げるような「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」は行わないこと。

各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として、下のような活動が挙げられる（①～④は特にリスクの高いもの）。
① 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
② 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
③ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
④ 体育・保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
⑤ 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
⑥ 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

上記の活動に限らず、学級全体で一斉に行う音読や群読、近距離で大きな発声を伴う活動やマスクを外して行う運動など、感染リスクが高いと考えられる活動についても同様に扱うこと。

6 部活動の対応について

部活動を実施する場合は以下のとおりとする。

活動日数	活動時間	校外活動 (合同練習・練習試合等)	泊を伴う活動
週2日以内 (平日のみ)	90分以内	禁止	禁止

- ・ 公式の大会やコンクール等に出場する場合は、大会の14日前から「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に基づく活動ができるものとする。
(少なくとも平日1日、土日どちらか1日を休みとする)
- ・ 分散登校を実施している期間は、登校している生徒のみの活動とすること。
- ・ 部活動実施上の留意点等については、「感染拡大に伴う市町村立学校における部活動の対応について(通知)」(令和3年8月16日付け教義指第632号・資料3)に則り活動すること。

7 やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対するICTの活用等による学習指導

- ・ やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、学習の著しい遅れが生じないように、例えば、Google classroomやzoomなどを活用した同時双方向の学習指導など、オンライン学習を積極的に活用すること。
- ・ オンラインを活用した学習指導を行う際は、指導計画等を踏まえた教員による学習指導と学習状況の把握を行うことが重要であること。詳細は、「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について(通知)」(令和3年2月26日付け教義指第1037号)及び「新型コロナウイルス感染症に

対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの改訂について（通知）」（令和3年2月26日付け教義指第1036号）を参照すること。

- ・ ICTを活用したオンライン学習については、地域や学校、児童生徒の実情を踏まえながら、対応策を具体的に検討し実施すること。（資料6）
- ・ 家庭の事情等により特に配慮を要する児童生徒に対しては、Wi-Fiルーターを貸し出したり、特別に登校させたりするなど柔軟に対応すること。

8 進路に伴う学校説明会について

- ・ 事前に検温等の健康観察を行い、発熱等がある場合は参加を見送るように周知すること。
- ・ 校内だけでなく、行き帰りの公共交通機関においてもマスクを着用するように周知すること。また、直行直帰を徹底すること。
- ・ 説明会を実施する学校の指示に従い、行動するように周知すること。

9 児童生徒の心のケアについて

感染防止対策を徹底しながら教育活動を継続していくことは、児童生徒にさまざまな不安やストレスを抱かせていることが懸念される。まずは、教職員が児童生徒の気持ちを丁寧に理解し、不安や悩みを受け止め、家庭と連携して寄り添った対応をすることが肝要である。あわせて児童生徒保護者に対し、様々な相談窓口があることを積極的に周知すること。

また、生徒指導課がこれまで発出した児童生徒の自殺予防に関する通知等を参考に、引き続き必要に応じてICTの活用も図りつつ、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や健康相談の実施等により児童生徒等の心の変化を的確に把握し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による支援を行うなど、心のケアに適切に取り組むこと。

なお、新たに発出した下記の通知の内容も踏まえ児童生徒の自殺予防を徹底すること。

（参考）「夏季休業の終了に伴う児童生徒の自殺予防に係る取組および令和3年度「自殺予防週間」の実施について（通知）」（令和3年8月20日付け教生指第348号・資料4）

10 児童生徒へのワクチン接種について

児童生徒へのワクチン接種については、「新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点について（通知）」（令和3年6月23日付け教保体第614-1号・資料5）を参考とすること。

11 教職員の感染予防対策及びメンタルヘルス対策について

- ・ 教職員についても、児童生徒と同様に基本的な感染予防対策に改めて留意すること。
- ・ 検温・健康観察を徹底すること。併せて、普段と体調が少しでも異なる場合や教職員の家族に体調不良者がいる場合、本人が濃厚接触者となった場合には、特別休暇（交通遮断休暇）の取得や職務専念義務免除の承認により出勤を控えさせるなど、学校での感染リスクの軽減を図ること。
- ・ 出勤後に体調に不安を感じた場合には、直ちに帰宅させること。
- ・ 教職員が休暇を取得しやすい環境や医療機関等を受診しやすい環境を整えること。

- ・ 職員室等における勤務については、可能な限り間隔を確保すること。（十分なスペースを確保できない場合は、空き教室を活用して学校内で分散勤務をすることも考えられる）
- ・ 長期に渡り、学校現場で感染症対策や心のケア等を最前線で支える教職員の精神的な緊張や心身の負担が懸念される場所であり、現下の感染状況に鑑み、新学期を迎えることに不安を抱えている教職員も少なくないと考えられる。公立学校共済組合や公立学校共済組合埼玉支部では健康相談事業を実施しているので、改めて教職員へ周知をすること。（資料8参照）

12 「分散登校」に関する出欠の取扱いについて

- ・ 授業のある児童生徒については出欠を記録するとともに、授業のない児童生徒については、「出席停止・忌引き等の日数」として記録する。
- ・ 学年の全部で授業を行わない場合は、授業日数に含めない。
- ・ やむを得ず学校に登校できない児童生徒について、次の方法によるオンラインを活用し学習指導を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について学年毎に記録する。
 - ① 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
 - ② 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

13 その他

- (1) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合について
合理的な理由があると校長が判断する場合には、欠席とせず、出席停止とするなど柔軟な取り扱いをすること。
- (2) 家庭へのお願いについて
「児童生徒及び同居の家族に発熱等の風邪症状がみられる場合は、登校せずに自宅で休養する」ことを保護者等に依頼すること。

14 添付資料

- ・ 資料1 令和3年8月20日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡「小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について」
- ・ 資料2 令和3年7月30日付け教義指第586号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う市町村立学校の対応について」
- ・ 資料3 令和3年8月16日付け教義指第632号「感染拡大に伴う市町村立学校における部活動の対応について（通知）」
- ・ 資料4 令和3年8月20日付け教生指第348号「夏季休業の終了に伴う児童生徒の自殺予防に係る取組および令和3年度「自殺予防週間」の実施について（通知）」
- ・ 資料5 令和3年6月23日付け教保体第614-1号「新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点について（通知）」

- ・資料6 ICT教育推進課資料 「ICTを活用したオンライン学習参考例」
- ・資料7 夏季休業終了後の県立学校の対応（緊急事態宣言中）
- ・資料8 健康相談リーフレット
- ・資料9 令和3年8月25日付け教高指第1246号「緊急事態宣言中における夏季休業期間終了後の県立学校の対応について（通知）」

体育（保健体育を含む）を除く学習指導に関すること

担 当 市町村支援部義務教育指導課 教育課程担当

電 話 048-830-6748

教職員の服務に関すること

担 当 市町村支援部小中学校人事課 人事・学事・働き方改革担当

電 話 048-830-6937

体育（保健体育を含む）に関すること

担 当 県立学校部保健体育課 学校体育担当

電 話 048-830-6947

健康・安全に関すること

担 当 県立学校部保健体育課 健康教育・学校安全担当

電 話 048-830-6963

ICTの活用に関すること

担 当 県立学校部ICT教育推進課 ICT教育指導担当

電 話 048-830-7557

児童生徒の心のケアに関すること

担 当 県立学校部生徒指導課 総務・登校支援・中退防止担当

電 話 048-830-6745

教職員の感染予防対策及びメンタルヘルス対策に関すること

担 当 福利課 健康づくり・メンタルヘルス担当

電 話 048-830-6971